

退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には「**酒フーズ健康保険組合の任意継続**」、「**国民健康保険**」、「**ご家族の健康保険の被扶養者**」の3つの方法があります。毎月の保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

なお、75歳以上の方(65歳以上75歳未満の方で一定の障害の状態にあると広域連合の認定を受けた方)は、後期高齢者医療制度に加入します。

加入先	酒フーズ健保の任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	当健康保険組合	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間が必要です 退職日の翌日から20日以内に手続きが必要です	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族が加入している健康保険の被扶養者の要件を満たすことが必要です ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料額	退職時の標準報酬月額が当組合の平均標準報酬月額のいずれか少ない額です(上限340,000円) 全額本人負担です	加入する世帯の人数や、前年の所得や退職理由によって異なりますので、お住まいの市区町村の国民健康保険課にお問い合わせください	被扶養者の保険料負担はありません
申請書類等	任意継続被保険者資格取得申請書 扶養者の申請については適用課までお問合せください	お住まいの市区町村の国民健康保険課にお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください

酒フーズ健保の任意継続に加入された場合

被保険者期間	<p>最長で2年間ですが、次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。</p> <p>(1) 毎月の保険料を期日までに納付しなかった場合</p> <p>(2) 被保険者が亡くなった場合</p> <p>(3) 就職等により、他の健康保険の被保険者になった場合(現在の保険証の写しの添付が必要)</p> <p>(4) 被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入された場合</p> <p>(5) 任意継続被保険者でなくなることを希望する場合</p> <p>* (3)~(5)の理由により資格を喪失する場合は「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要となります。なお、(2)の理由の場合は死亡の確認ができる(死亡届、死亡診断書等)を提出してください。</p> <p>* 途中で国民健康保険に加入する、または被扶養者になるという理由では資格喪失事由に該当しません。</p>
保 険 料	<p>事業主負担相当分が自己負担となりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。</p> <p>ただし上限があります。40歳未満の方は32,980円、40歳以上の方は介護保険料を含めて38,896円です。</p> <p>毎月10日までに納付書により納付いただくほか、一括して納付いただくと割引になる前納制度があります。</p>

* 任意継続の加入でご不明な点は、適用課(03-3552-4004)へお問い合わせください。

酒フーズ健康保険組合
www.sakefoods-kenpo.jp/

退職日等の翌日から酒フーズ健保の保険証は使えません

被保険者の方が会社を退職したことにより被保険者資格を喪失したとき
被扶養者（ご家族）の方が就職や一定の収入を超えた場合で被扶養者の資格を喪失したとき

任意継続被保険者の方が就職したこと等により任意継続被保険者資格を喪失したとき

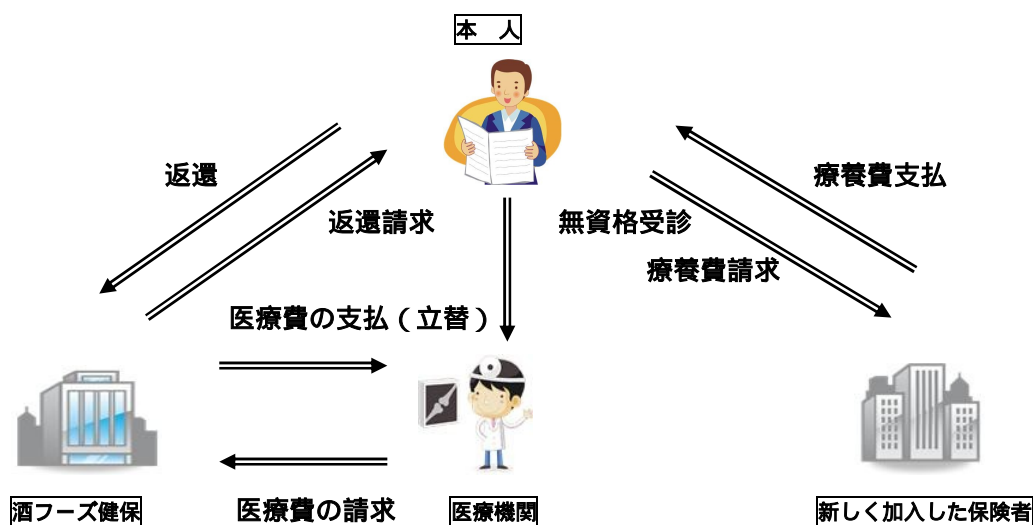
このように退職等により被保険者資格を喪失した後は、保険証を使用することができません。

すみやかに勤務先（任意継続の方は当健保組合）へ保険証の返却をお願いします。

無資格受診の医療費は返還が必要です

被保険者の資格を喪失した後に誤って当組合の保険証を使用した場合の医療費は、当組合で一時的に立替をすることになり、当組合において立替した医療費は返還していただくこととなります。

なお、当組合に返還していただいた後は、新しく加入された健保組合・国民健康保険等に「療養費」として請求することができます。



返還請求までの流れは、うえのとおりですが、新しく加入された健保組合・国民健康保険等より療養費が支給されるまでの間、一時的な負担が発生いたします。

このことから、当組合の資格喪失後はすみやかに保険証を返却していただき、ご使用にならないようお願いします。万一受診された場合、病院の窓口にご組合の資格を喪失していることを伝えていただき、すみやかに新しい保険証を提示するようお願いいたします。

酒フーズ健康保険組合

www.sakefoods-kenpo.jp/